

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員の就業規則の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(勤務条件の明示)</p> <p>第 5 条 職員として雇用しようとする者には、その雇用にあたっては、<u>雇用条件通知書（第 1 号様式）</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(1)～(5) 削除</u></p> <p>2 前項で規定する雇用条件通知書には、<u>次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u></p> <p><u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u></p> <p><u>(4) 給与（退職手当を含む。）の決定、計算及び支払の方法、給与の切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u></p> <p><u>(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(勤務条件の明示)</p> <p>第 5 条 職員として雇用しようとする者には、その雇用にあたっては、<u>次の各号に掲げる事項を記載した文書</u>を交付するものとする。</p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u></p> <p><u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u></p> <p><u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u></p> <p><u>(4) 給与（退職手当を含む。）の決定、計算及び支払の方法、給与の切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u></p> <p><u>(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）</u></p> <p>(新規)</p>	<p>【第 5 条】</p> <p>・雇用条件通知書の規定</p>

新	旧	改正理由等																		
<p data-bbox="112 138 1092 180"><u>第1号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）</u></p> <p data-bbox="578 226 831 268" style="text-align: center;"><u>雇用条件通知書</u></p> <table border="1" data-bbox="112 268 1288 1570"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="112 268 1288 310"> <p data-bbox="335 275 368 302">殿</p> <p data-bbox="1121 275 1258 302" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="626 306 872 336" style="text-align: center;">事業所名称・所在地</p> <p data-bbox="626 373 872 403" style="text-align: center;">使用者職・氏名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 407 329 441">契約期間</td> <td data-bbox="335 407 1288 441">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 445 329 508">勤務場所</td> <td data-bbox="335 445 1288 508">(採用時) (変更の範囲)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 512 329 575">従事すべき業務の内容</td> <td data-bbox="335 512 1288 575">(採用時) (変更の範囲)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 579 329 747">始業、終業の時刻等</td> <td data-bbox="335 579 1288 747"> <p data-bbox="344 583 872 613">1 始業及び終業 時 分から 時 分</p> <p data-bbox="344 617 715 646">2 休憩 時から 時まで</p> <p data-bbox="344 651 611 680">3 時間外勤務の有無</p> <p data-bbox="344 684 1264 747">※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 751 329 890">勤務時間を割り振らない日</td> <td data-bbox="335 751 1288 890"> <p data-bbox="344 756 715 785">1 週休日 日曜日及び土曜日</p> <p data-bbox="344 789 1026 819">2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</p> <p data-bbox="477 823 1175 852">1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p data-bbox="344 856 1041 890">※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 894 329 928">休暇</td> <td data-bbox="335 894 1288 928">定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 932 329 1192">賃金</td> <td data-bbox="335 932 1288 1192"> <p data-bbox="344 936 1205 966">1 給料 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 970 1205 999">2 賞与 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1003 1264 1066">3 賞与以外の手当等 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1071 952 1100">4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</p> <p data-bbox="344 1104 1205 1134">5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</p> <p data-bbox="344 1138 507 1167">6 昇給 無</p> <p data-bbox="344 1171 552 1201">7 退職手当 無</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 1205 329 1570">退職に関する事項</td> <td data-bbox="335 1205 1288 1570"> <p data-bbox="344 1209 759 1239">1 雇用期間満了により退職する。</p> <p data-bbox="344 1243 1115 1272">2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</p> <p data-bbox="344 1276 1145 1306">3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</p> <p data-bbox="344 1310 730 1339">(1) 勤務実績が良くないとき。</p> <p data-bbox="344 1344 1264 1373">(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p data-bbox="344 1377 1205 1407">(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</p> <p data-bbox="344 1411 967 1440">(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</p> <p data-bbox="344 1444 1264 1507">(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</p> <p data-bbox="344 1512 1264 1575">4 その他、定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</p> </td> </tr> </table>	<p data-bbox="335 275 368 302">殿</p> <p data-bbox="1121 275 1258 302" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="626 306 872 336" style="text-align: center;">事業所名称・所在地</p> <p data-bbox="626 373 872 403" style="text-align: center;">使用者職・氏名</p>		契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日	勤務場所	(採用時) (変更の範囲)	従事すべき業務の内容	(採用時) (変更の範囲)	始業、終業の時刻等	<p data-bbox="344 583 872 613">1 始業及び終業 時 分から 時 分</p> <p data-bbox="344 617 715 646">2 休憩 時から 時まで</p> <p data-bbox="344 651 611 680">3 時間外勤務の有無</p> <p data-bbox="344 684 1264 747">※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</p>	勤務時間を割り振らない日	<p data-bbox="344 756 715 785">1 週休日 日曜日及び土曜日</p> <p data-bbox="344 789 1026 819">2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</p> <p data-bbox="477 823 1175 852">1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p data-bbox="344 856 1041 890">※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</p>	休暇	定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。	賃金	<p data-bbox="344 936 1205 966">1 給料 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 970 1205 999">2 賞与 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1003 1264 1066">3 賞与以外の手当等 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1071 952 1100">4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</p> <p data-bbox="344 1104 1205 1134">5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</p> <p data-bbox="344 1138 507 1167">6 昇給 無</p> <p data-bbox="344 1171 552 1201">7 退職手当 無</p>	退職に関する事項	<p data-bbox="344 1209 759 1239">1 雇用期間満了により退職する。</p> <p data-bbox="344 1243 1115 1272">2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</p> <p data-bbox="344 1276 1145 1306">3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</p> <p data-bbox="344 1310 730 1339">(1) 勤務実績が良くないとき。</p> <p data-bbox="344 1344 1264 1373">(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p data-bbox="344 1377 1205 1407">(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</p> <p data-bbox="344 1411 967 1440">(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</p> <p data-bbox="344 1444 1264 1507">(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</p> <p data-bbox="344 1512 1264 1575">4 その他、定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</p>	<p data-bbox="1338 138 1442 180">(新規)</p>	<p data-bbox="2519 138 2807 247">【第1号様式】 ・雇用条件通知書の規定</p>
<p data-bbox="335 275 368 302">殿</p> <p data-bbox="1121 275 1258 302" style="text-align: right;">年 月 日</p> <p data-bbox="626 306 872 336" style="text-align: center;">事業所名称・所在地</p> <p data-bbox="626 373 872 403" style="text-align: center;">使用者職・氏名</p>																				
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日																			
勤務場所	(採用時) (変更の範囲)																			
従事すべき業務の内容	(採用時) (変更の範囲)																			
始業、終業の時刻等	<p data-bbox="344 583 872 613">1 始業及び終業 時 分から 時 分</p> <p data-bbox="344 617 715 646">2 休憩 時から 時まで</p> <p data-bbox="344 651 611 680">3 時間外勤務の有無</p> <p data-bbox="344 684 1264 747">※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難しい職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、別に定める。</p>																			
勤務時間を割り振らない日	<p data-bbox="344 756 715 785">1 週休日 日曜日及び土曜日</p> <p data-bbox="344 789 1026 819">2 休日 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</p> <p data-bbox="477 823 1175 852">1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p> <p data-bbox="344 856 1041 890">※ 上記により難しい場合は、別に週休日の割り振りを行う。</p>																			
休暇	定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。																			
賃金	<p data-bbox="344 936 1205 966">1 給料 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 970 1205 999">2 賞与 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1003 1264 1066">3 賞与以外の手当等 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p data-bbox="344 1071 952 1100">4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。）</p> <p data-bbox="344 1104 1205 1134">5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。</p> <p data-bbox="344 1138 507 1167">6 昇給 無</p> <p data-bbox="344 1171 552 1201">7 退職手当 無</p>																			
退職に関する事項	<p data-bbox="344 1209 759 1239">1 雇用期間満了により退職する。</p> <p data-bbox="344 1243 1115 1272">2 自己都合退職をする場合は、速やかに所属長に申し出ること。</p> <p data-bbox="344 1276 1145 1306">3 次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することがある。</p> <p data-bbox="344 1310 730 1339">(1) 勤務実績が良くないとき。</p> <p data-bbox="344 1344 1264 1373">(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p> <p data-bbox="344 1377 1205 1407">(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くとき。</p> <p data-bbox="344 1411 967 1440">(4) 組織の改廃により廃職又は過員を生じたとき。</p> <p data-bbox="344 1444 1264 1507">(5) 事業の運営上やむを得ない事情により、事業の縮小、転換又は部門の閉鎖等が必要なとき。</p> <p data-bbox="344 1512 1264 1575">4 その他、定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第6条第2項に該当するときは解雇となる場合がある。</p>																			

新		旧	改正理由等
その他	<p>1 社会保険の加入 厚生年金 健康保険（地方職員共済組合） その他（ ） ※ ただし、雇用条件等により加入できる社会保険が異なります。</p> <p>2 雇用保険の適用 有 ・ 無</p> <p>3 安全衛生 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p>4 災害補償 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p>5 休業 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則の規定による。</p> <p>6 適用される就業規則 定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則及びこれに附属する規程 ※就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。</p> <p>7 更新の有無 （ 更新しない ・ 更新する場合がある ）</p> <p>8 更新する場合の判断基準 ①職務遂行能力 ②職場適用能力 ③勤怠 ④健康状態 ⑤法人の経営状況 ⑥担当業務の状況</p> <p>9 更新上限の有無 有（最初の契約開始日（ 年 月 日）が属する年度を含めて 年まで。）</p> <p>10 雇用管理の改善等に関する相談窓口 担当者 ○○副事務局長</p>		